

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染警戒期」

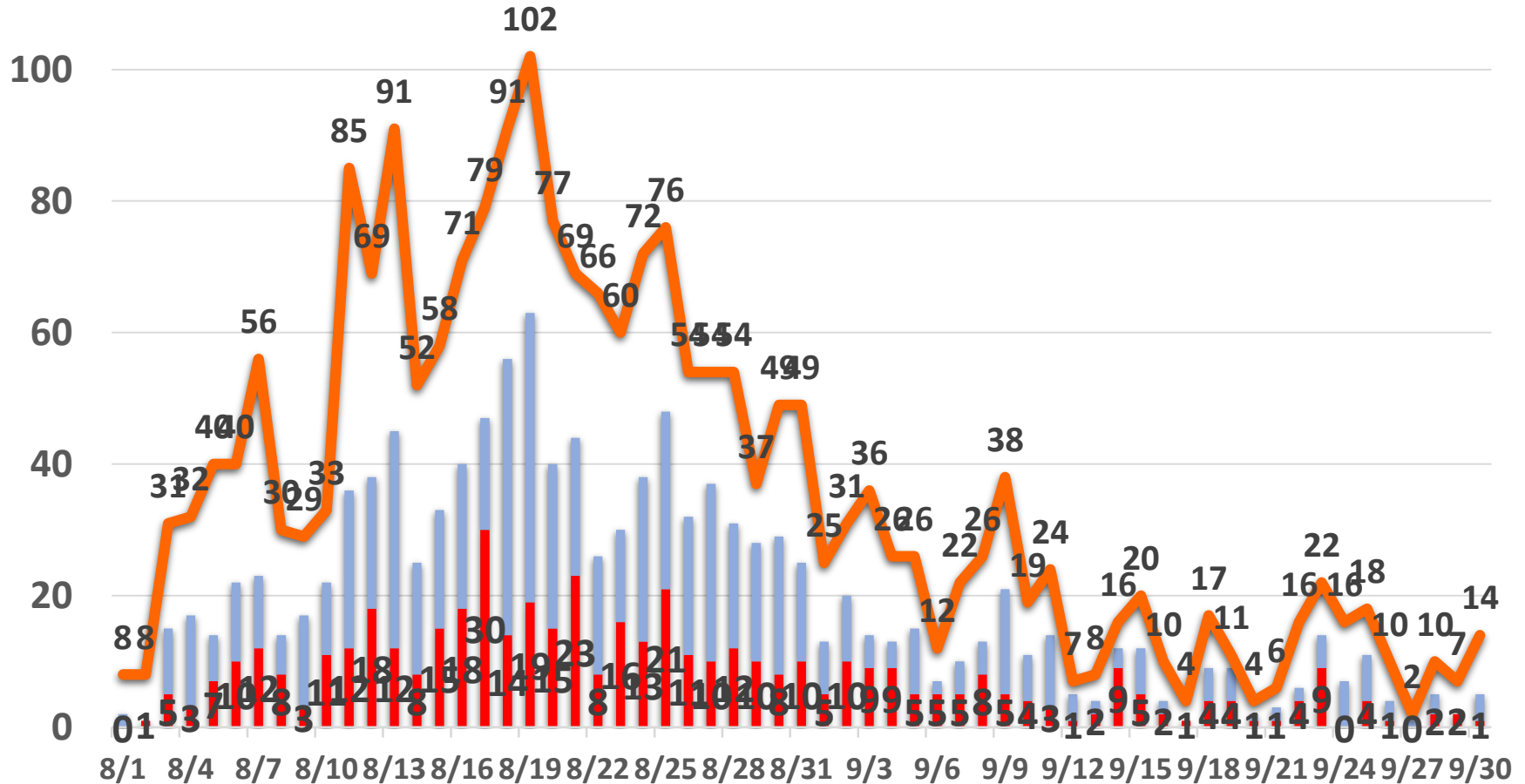
10月1日(金)～当面の間

- 県内の感染状況はステージ2のレベルまで下がり、医療負担も徐々に減少
- ただし、全国的には感染が十分に減少していない地域もあり、感染の持ち込み・持ち帰りに引き続き注意
- 緊急事態宣言等の解除や時短解除によるリバウンドを防ぐため、少なくとも2週間程度は警戒し段階的に緩和

**感染回避行動は徹底しながら
社会経済活動も徐々に再開を**

陽性者数の推移（愛媛県）

- ・県内の陽性者数は、まん延防止等重点措置（9月12日）終了後、限定的な増加はあったが、リバウンドには至らず、縮小傾向。
- ・松山市も、9月16日以降は、既存事例、新規事例ともに低い水準で推移。



■松山市新規 ■松山市既存 —県全体

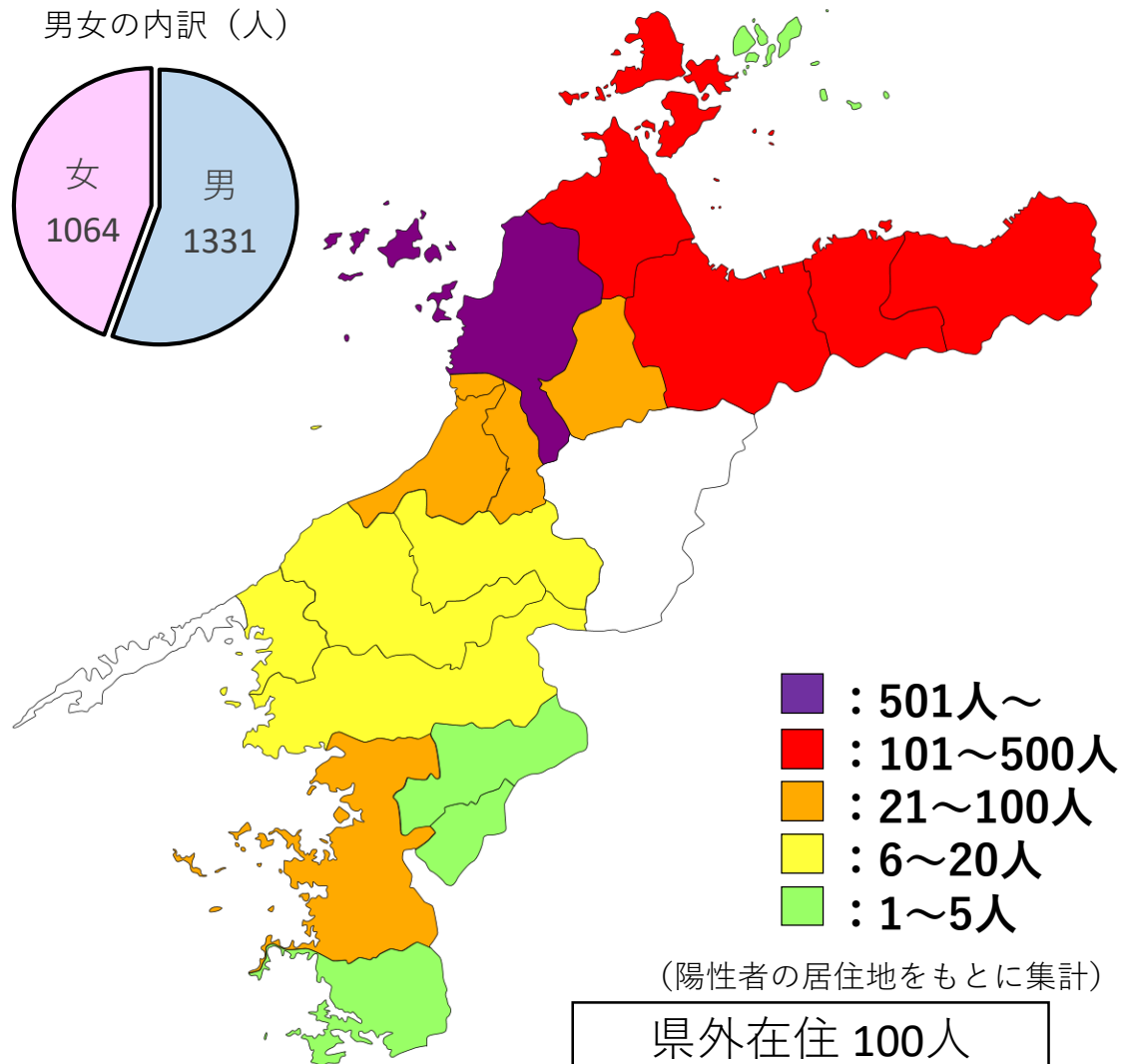
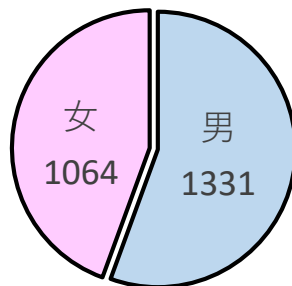
※公表日ベース 2

7月以降の市町別陽性者の状況

市町名	陽性者数	(累計)
松山市	1,283人	(2,870人)
新居浜市	282人	(525人)
西条市	180人	(268人)
今治市	149人	(376人)
四国中央市	140人	(243人)
宇和島市	61人	(162人)
砥部町	40人	(75人)
伊予市	34人	(65人)
東温市	32人	(115人)
松前町	31人	(80人)
大洲市	16人	(73人)
八幡浜市	13人	(31人)
西予市	12人	(32人)
内子町	9人	(18人)
愛南町	4人	(14人)
鬼北町	4人	(9人)
松野町	3人	(7人)
上島町	2人	(9人)
久万高原町	0人	(6人)
伊方町	0人	(3人)

・愛媛県：2,395人（9/30時点）
（累計：5,149人）

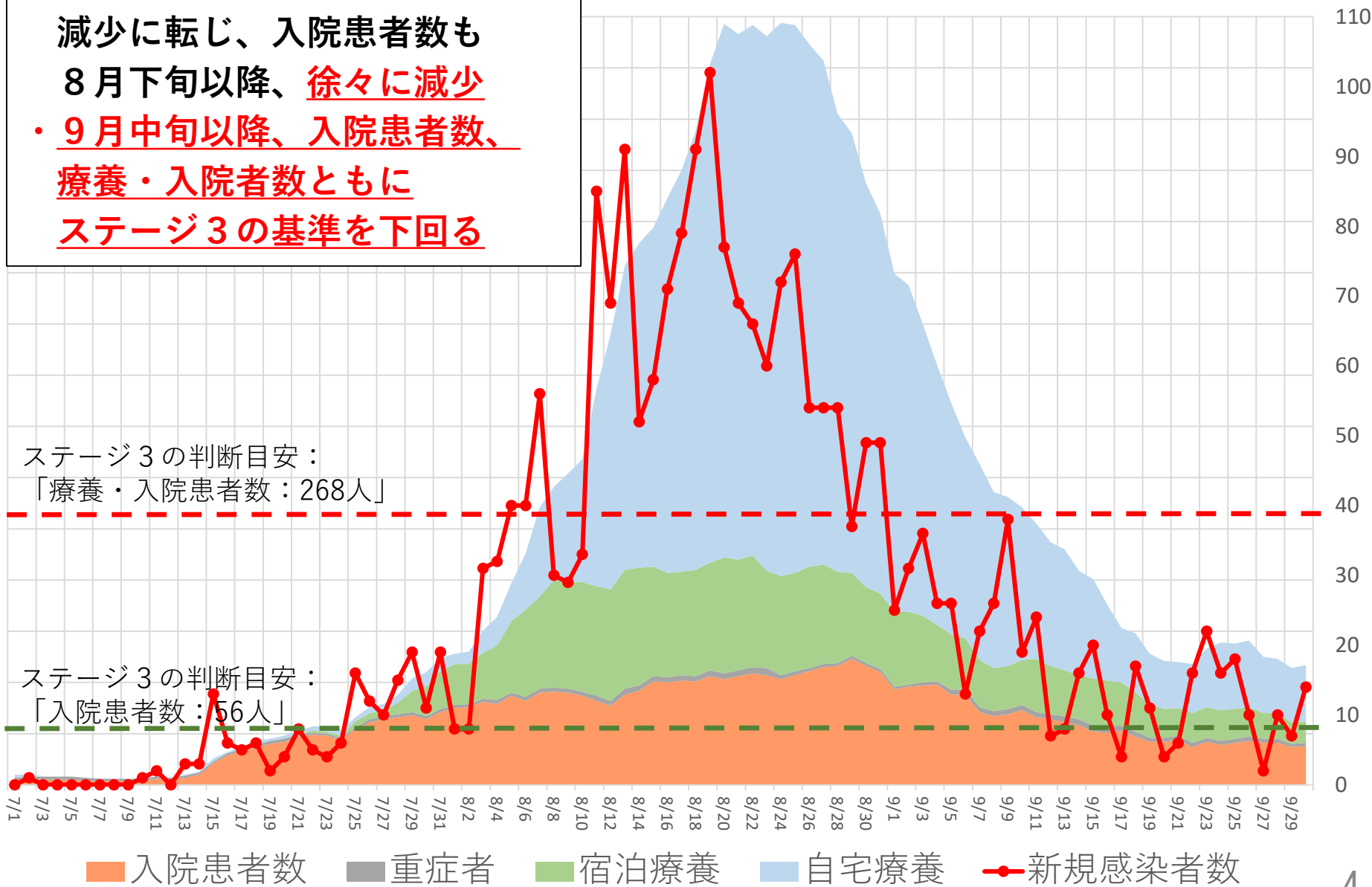
男女の内訳（人）



県外在住 100人
（累計168人）

入院患者数等の推移

- ・ 陽性者数は8月19日をピークに減少に転じ、入院患者数も8月下旬以降、徐々に減少
- ・ 9月中旬以降、入院患者数、療養・入院者数ともに
ステージ3の基準を下回る



「感染警戒期」の対策等①

①県民への協力依頼

➤ 県外との不要不急の往来自粛

⇒ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
(変更・協力依頼)※法要請終了

- 訪問先の知事のと要請内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

【感染が十分に減少していない地域】

- ◇新規陽性者数がステージ3相当(人口10万人あたり週15人以上)の地域
- ◇緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域

「感染警戒期」の対策等②

① 県民への協力依頼

➤ 松山市の不要不急の外出自粛、松山市との往来注意、東予4市（今治市、新居浜市、西条市、四国中央市）は外出の機会を減らす

⇒ 直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意

○新居浜市内は不要不急の外出自粛

○新居浜市との往来に注意

※10/10(日)まで

(変更・協力依頼)

「感染警戒期」の対策等③

①県民への協力依頼

➤ 会食注意[変更]

普段顔を合わせている人と、4人以下、概ね2時間以内

⇒ ①感染リスクの高い行動のない人と、10人以下で

②長時間を避けて

③感染対策が徹底されているお店で

④大声を出さない、羽目を外さない

⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

※当面2週間

○新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、

⇒ ①感染リスクの高い行動のない人と、4人以下で

②概ね2時間

※③～⑤は同様

※10/10(日)まで

「感染警戒期」の対策等④

① 県民への協力依頼

- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには参加しない(継続)

◇ 特に活動的な20代、30代の皆さん

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり

○長時間にわたるグループでの

パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染警戒期」の対策等⑤

②事業者への協力依頼

- ガイドライン遵守、職場内の感染防止対策の徹底 (継続)
- 大規模商業施設等の入場整理・誘導等 (継続)

③飲食店への協力依頼

- 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛 (継続)

④イベント制限(法要請)

- 人数上限: ガイドライン遵守かつ、5,000人又は
収容定員50%以内(10,000人まで)の
いずれか大きい方 (10/12まで継続)

⑤福祉施設の面会

- 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、
施設長の判断のもとで実施 (変更)

「感染警戒期」の対策等⑥

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- 身体接触を伴う活動等を行わない
 - ⇒ 注意して実施(変更)
- 校外交流はやむを得ないものを除き、当面見送り
 - ⇒ 県内交流は注意して実施(変更)
 - 県外交流は厳選して実施(変更)

※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断

【部活動】

- 他校との練習試合や合同練習は行わない
 - ⇒ 注意して実施(変更)

◇学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(追加)

- ・新学期の再開(帰省等の県外往来による持ち帰りなど)
- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト(飲食店等)

「感染警戒期」の対策等⑦

⑦県管理施設

- 松山市内の集客施設は、感染防止対策を徹底の上、開館
(変更)
- 松山市内の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を
条件に新規予約の受付を再開
(変更)

⑧集中的な検査

- 感染の早期探知のため、集中的な検査を実施
 - ・新居浜市:10月6日(水)～8日(金)
 - ・松山市:10月中旬頃(予定)

⑨その他

- GoToイート食事券の新規販売停止
⇒ 再開

「感染警戒期」の協力内容①

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
対策期間	9/27 (月) ~ 9/30 (木)	10/1 (金) ~ 当面の間
期間名称	「感染対策期」	「感染警戒期」
県外往来 ・ 県内行動等	<u>【法要請】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県外との不要不急の往来自粛</u> ・ 松山市内の不要不急の外出自粛 (終日) ※東予4市 (今治市, 新居浜市, 西条市, 四国中央市) は外出の機会を減らす (協力依頼) ・ 松山市との往来注意 (協力依頼) ・ <u>会食の注意 (普段顔を合わせている人と、4人以下で、概ね2時間以内)</u> 	<u>(協力依頼)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意</u> ・ <u>直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新居浜市内は不要不急の外出自粛</u> ○ <u>新居浜市との往来に注意</u> <p style="text-align: right;">※10/10 (日) まで</p> </div> ・ <u>会食の注意 (感染リスクの高い行動のない人と、10人以下、長時間を避けて)</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、感染リスクの高い行動のない人と、4人以下、概ね2時間</u> <p style="text-align: right;">※10/10 (日) まで</p> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・ 感染回避行動の徹底 ・ 「5つの場面」の注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・ 感染回避行動の徹底 ・ 「5つの場面」の注意
20代、30代		<u>密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を</u>

「感染警戒期」の協力内容等②

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
事業活動	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策 	<p>（協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策
時短要請	9/26（日）までで終了	
飲食店	<p>【法要請】 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請</u> <p>例：周年・記念イベント、大規模パーティー等</p>	<p>（協力依頼） 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛</u> <p>例：周年・記念イベント、大規模パーティー等</p>
面会制限	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の面会制限 <u>（施設長の判断による）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の面会 <u>（面会は一律に制限するのではなく、施設長の判断で実施）</u>
イベント開催制限	<p>【法要請】 《県下全域》（～10/12まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50% 	<p>【法要請】 《県下全域》（～10/12まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%

「感染警戒期」の協力内容等③

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
学校活動の制限等	<p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は<u>行わない</u> ・校外交流は、<u>県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り</u>（学校行事の校内限定は松山市内のみ継続） ・<u>松山市内の県立高校等の部活動休止、授業短縮等の制限</u>（9/19まで） <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他校との練習試合や合同練習は<u>行わない</u> ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は<u>例外的に認める</u> <p>※教員による見守り活動を強化</p>	<p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は<u>注意して実施</u> ・校外交流のうち <ul style="list-style-type: none"> □<u>県内交流は注意して実施</u> □<u>県外交流は厳選して実施</u> <p>※<u>直近の感染状況を踏まえ慎重に判断</u></p> <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他校との練習試合や合同練習は<u>注意して実施</u> ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は<u>認める</u> <p>※教員による見守り活動を強化</p>
学生の注意喚起		<p>《大学・専門学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学生の感染リスクに注意</u>

「感染警戒期」の協力内容等③

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
県主催イベント	<ul style="list-style-type: none"> 県主催の集客イベントは感染防止対策をより一層徹底、開催方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底の上、開催
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 松山市内の集客施設は、重点措置下の対策を継続 <ul style="list-style-type: none"> 図書館：貸出・閲覧に限定 武道館：トレーニングルームを閉鎖 その他の集客施設とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで再開 松山市内の施設の貸館利用は、<u>現対策を継続(新たな予約の受付を停止)</u> その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用の許可を再開 	<ul style="list-style-type: none"> 松山市内の集客施設は、<u>感染防止対策を徹底の上、開館</u> その他の集客施設とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで開園 松山市内の施設の貸館利用は、<u>感染防止対策の徹底等を条件に新規予約の受付を再開</u> その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
その他	<ul style="list-style-type: none"> GoToイート食事券の新規販売を<u>停止</u> 	<ul style="list-style-type: none"> GoToイート食事券の新規販売を<u>再開</u>

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意【変更】

- 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意
【感染が十分に減少していない地域】
 - ◇新規陽性者数がステージ3相当（人口10万人あたり週15人以上）の地域
 - ◇緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○ 直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意【変更】

- 混雑する場所は避けるなど外出には注意を

○ 直近の状況を踏まえ、

- ・ 新居浜市内は、不要不急の外出自粛

- ・ 新居浜市との往来に注意

【変更・10/10（日）まで】

【不要不急の外出自粛関係】

- 外出等は、原則、家族や普段行動をともにしている人と、少人数で
- 混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける

【往来注意関係】

- 新居浜市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える
- やむを得ず、新居浜市から県内のほかの地域へ往来する場合は、久しぶりの人と集まる場（特に会食）は見送る

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】(当面2週間)

- ① 感染リスクの高い行動のない人と (参加者の2週間以内の行動歴を確認)
- ② 10人以下で、長時間を避けて
- ③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④ 感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、
消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤ 席の間隔を十分空けて
- ⑥ 大声を出さない。羽目を外さない

➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

○新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、

- ② 4人以下で、概ね2時間 (①、③～⑥は同様) ※10/10(日)まで

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

【継続】

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

◇ 特に活動的な20代、30代の皆さん【追加】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの実践【継続】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行

(業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛

【継続】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【福祉施設】

○ 面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【変更】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

(特措法第24条9項)

○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】

○催物・イベント等の開催制限【継続】

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
9月13日 ～ 10月12日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は収容定員 50%以内 (10,000人まで)のいずれか 大きい方
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。(両方の条件を満たす必要あり。)

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的にを行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底²³

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

教育活動全般【変更】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
県外交流は厳選して実施
※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断

部活動【変更】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・県内の公式大会は実施（必要に応じ、主催者が観客を制限）
- ・全国大会等への県代表参加は認める

教員による見守り活動の強化【継続】

◇学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【追加】

- ・新学期の再開（帰省等の県外往来による持ち帰りなど）
- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設の取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

➤ 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

※松山市内の施設も、感染防止対策を徹底のうえ、開館【変更】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】

※松山市内の施設の貸館利用も以下を条件に新規予約の受付を再開【変更】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

イベント等の取扱い(詳細)

【県主催の集客イベント関係】

- 感染防止対策を徹底のうえ開催【変更】

【GoToイート関係】

- GoToイート食事券の新規販売を再開【変更】

食事券発行業者(セキ(株))から公表予定

- ・販売期間(10月1日~10月31日)
- ・利用期限(11月30日まで)

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○感染の早期探知のため、集中的に検査を実施

臨時PCR検査センター

◇新居浜市

- 対象者 **新居浜市内に住み、次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所に通勤している方を含む・無症状の方に限る)**
- ・9月中旬以降、県外との往来があった方や県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間または大人数で会食を行った方
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
- 開設期間 配布：10月6日（水）～7日（木）
回収：10月6日（水）～8日（金）
- 開設場所 新居浜市消防防災合同庁舎南駐車場

モニタリングキット配布ステーション

◇松山市

- 対象者、開設期間及び場所 ※詳細は今後決定
(時期は10月中旬頃を予定)

市町における対策の周知徹底と独自の措置

全市町

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 学校等における感染防止対策の徹底

松山市（繁華街対策）

- 繁華街に対する感染対策の啓発や感染拡大の未然防止対策
（特に対応が必要な飲食店への働きかけの強化）